

議第62号

橿原市公告式条例等の一部改正について

橿原市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月7日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市公告式条例等の一部を改正する条例

(橿原市公告式条例の一部改正)

第1条 橿原市公告式条例（昭和31年橿原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイト
に設置した掲示場に掲示して行う。

第3条を次のように改める。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入
しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、規則にこれを準用する。

第4条第1項中「市長名を記入して市長印を押さなければならない。」を「市長名
を記入しなければならない。」に改め、同条第2項中「第2条第2項」の次に「及び
第3項」を加える。

第5条第1項本文中「第2条」を「第3条」に改め、同項ただし書を次のように改
める。

ただし、第3条中「市長名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の名」
と読み替えるものとする。

第5条第2項ただし書中「、「市長印」とあるのは、「当該機関印」と」を削る。

第7条中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

(橿原市行政手続条例の一部改正)

第2条 橿原市行政手続条例（平成8年橿原市条例第28号）の一部を次のように改正す
る。

第15条第3項中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」を「告示する」に改め
る。

(檀原市営住宅条例の一部改正)

第3条 檀原市営住宅条例（平成9年檀原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市役所前に掲示するとともに」を「告示を行うとともに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 事務の電子化及び簡素化を推進するため、公告式事務等の方式を改めるもの

議第 6 3 号

檀原市役所行政組織条例の一部改正について

檀原市役所行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市役所行政組織条例の一部を改正する条例

檀原市役所行政組織条例(平成 8 年檀原市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の事務分掌中「情報システム」の次に「の管理」を加える。

第 2 条企画部の事務分掌に次の 1 号を加える。

(9) 総合的なデジタル戦略に関すること。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理由 社会情勢の変化、住民サービスの多様化等の行政課題に効率的に対応するため、部の分掌する事務の一部を変更するもの

議第 6 4 号

檀原市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

檀原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(檀原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 檀原市固定資産評価審査委員会条例 (昭和 3 1 年檀原市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「日本産業規格 A 列 3 番」の次に「 (以下「 A 3 」という。) 」を、「 5 0 円」の次に「 (A 3 の大きさの用紙にあっては、 8 0 円) 」を加える。

(檀原市駐車場条例の一部改正)

第 2 条 檀原市駐車場条例 (昭和 5 7 年檀原市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち (1) 一時使用料の表中「 1 , 9 9 0 円」を「 1 , 6 0 0 円」に、「 1 , 6 7 0 円」を「 1 , 3 0 0 円」に改め、同表のうち (2) 定期使用料の表中「

八木駅前北駐車場	1 6 , 7 6 0 円
檀原神宮前駅東駐車場	
八木駅前南駐車場	

」

を

「

八木駅前北駐車場	1 6 , 7 6 0 円
八木駅前南駐車場	
檀原神宮前駅東駐車場	1 3 , 0 0 0 円

」

に改める。

(檀原市昆虫館条例の一部改正)

第3条 榿原市昆虫館条例（平成元年榿原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を次のように改める。

（1）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

（かしはら万葉ホール条例の一部改正）

第4条 かしはら万葉ホール条例（平成8年榿原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号を次のように改める。

（1）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

別表第1中同時通訳室（ロマントピアホール）（各1、2、3、4）の項、同時通訳室（レセプションホール）（各1、2、3、4）の項、パントリーの項及び他の会議室等の目的外使用の項を削り、同表備考第2項を次のように改める。

2 上表に掲げる施設（楽屋を除く。）の使用が次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、前項の規定に関わらず、上表に定める使用料の額の2倍とする。

（1）商品等の宣伝、展示販売等営利を目的として使用する場合

（2）商品の売上等に関する顕彰を目的として使用する場合

（3）前2号に類するものとして規則で定める場合

別表第1備考中第5項を第6項に、第4項を第5項に、第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 榿原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、上表に定める使用料の額（前2項のいずれかの規定に該当する場合にあっては、当該規定を適用して得た使用料の額）に1.5を乗じて得た額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。

別表第2中「410円」を「520円」に、「310円」を「410円」に改める。

（榿原市リサイクルプラザ条例の一部改正）

第5条 榿原市リサイクルプラザ条例（平成12年榿原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第7条関係）

施設名	時間帯	
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
会議室 1	1 , 2 5 0 円	1 , 8 8 0 円
会議室 2	2 , 4 1 0 円	3 , 5 6 0 円
研修室 A	2 , 9 3 0 円	4 , 2 9 0 円
研修室 B	1 , 5 7 0 円	2 , 3 0 0 円
ガラス工房室	2 , 4 1 0 円	3 , 5 6 0 円
ガラス工房研修室	1 , 2 5 0 円	1 , 8 8 0 円
紙すき等工房室（全面）	2 , 4 1 0 円	3 , 5 6 0 円
紙すき等工房室（1面）	6 2 0 円	9 4 0 円

備考 檀原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に 1 . 5 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（おおくぼまちづくり館条例の一部改正）

第 6 条 おおくぼまちづくり館条例（平成 1 3 年檀原市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

（檀原市立体育館条例の一部改正）

第 7 条 檀原市立体育館条例（平成 1 7 年檀原市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

1 中央体育館使用料

区分	午前	午後	夜間
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
アリーナ	2 , 3 6 0 円	3 , 9 6 0 円	3 , 9 6 0 円
	バドミントンコート 1 面	バドミントンコート 1 面	バドミントンコート 1 面

	590円	990円	990円
--	------	------	------

2 香久山体育館使用料

区分		午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:00
アリーナ		2,360円	3,960円	3,960円
		バドミントンコート 1面590円	バドミントンコート 1面990円	バドミントンコート 1面990円
トレーニング室(満60歳未満)	一時利用	1人1回(2時間まで)620円 以降1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下同じ。)につき310円		
	定期利用 (3月)	1人 11,520円		
トレーニング室(満60歳以上)	一時利用	1人1回(2時間まで)410円 以降1時間につき200円		
	定期利用 (3月)	1人 8,380円		

3 曾我川緑地体育館使用料

区分		午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~21:00
アリーナ		3,120円	5,280円	5,280円
		バドミントンコート 1面520円	バドミントンコート 1面880円	バドミントンコート 1面880円
武道場	全面	2,070円	3,460円	3,460円
	半面	1,030円	1,730円	1,730円
トレーニング室(満60歳未満)	一時利用	1人1回(2時間まで)620円 以降1時間につき310円		
	定期利用 (3月)	1人 11,520円		
トレーニング室(満60歳以上)	一時利用	1人1回(2時間まで)410円 以降1時間につき200円		
	定期利用 (3月)	1人 8,380円		
スポーツスタジオ		1,350円	2,250円	2,250円

4 ひがしたけだドーム使用料

区分	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
アリーナ	1時間につき 1 , 0 4 0 円

備考

- 1 上表において、武道場の半面とは、武道場の床面積の2分の1以下を使用する場合をいい、全面とはそれ以外の場合をいう。
- 2 幼稚園の園児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者がアリーナを使用する場合における使用料は、上表に定める額の2分の1に相当する額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 檀原市に住所を有しない者として規則で定める者が使用する場合における使用料は、上表に定める額（前項に規定する使用については同項の規定を適用して得た額）に2（トレーニング室については、1.3）を乗じて得た額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 4 開館時間を延長した場合の使用料は、1時間につき、当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。
- 5 ひがしたけだドームの照明設備の使用料は、1時間につき410円とする。
- 6 前項のほか付属設備等の使用料は、市長が規則で定める。

（檀原市万葉の丘スポーツ広場条例の一部改正）

第8条 檀原市万葉の丘スポーツ広場条例（平成17年檀原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「アーチェリー・弓道（遠的）場及びテニスコート」を「パターゴルフ場、アーチェリー・弓道（遠的）場及びテニスコート」に改める。

（檀原市斎場条例の一部改正）

第9条 檀原市斎場条例（平成17年檀原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料	
		市内	市外

火葬場	火葬炉	大人（１２歳以上）	１体につき	円	円
				20,000	120,000
		小人（１２歳未満）	１体につき	10,000	60,000
		４ヶ月以上の胎児	１体につき	5,000	30,000
		汚物等（収骨を必要としない場合）	4kgまで	2,000	12,000
			4kgを超え1kg増すごとに	500	3,000
		汚物等（収骨を必要とする場合）		20,000	120,000
		小動物（犬猫等）	１体に	10kgまで	4,400
			つき	10kgを超え5kg増すごとに	2,200
	霊安室	24時間まで		3,300	19,800
		24時間を超え1時間増すごとに		330	1,980
葬祭式場	葬祭場	24時間まで		88,000	264,000
	家族葬祭場	9:00～12:00		3,140	18,840
		13:00～16:00		3,140	18,840
		17:00～21:00		4,190	25,140
	待合室	9:00～12:00		1,570	9,420
		13:00～16:00		1,570	9,420
		17:00～21:00		2,090	12,540

（ 檀原市公園条例の一部改正 ）

第 10 条 檀原市公園条例（平成 17 年檀原市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

曾我川緑地	公園施設	テニスコート	1面1時間につき730円
-------	------	--------	--------------

」

を

「

曾我川緑地	公園施設	テニスコート	1面1時間につき730円	備考 本市に住 所を有しない 者が使用する 場合の使用料 は、この表に 定める使用料 の額の2倍に 相当する額と する。
-------	------	--------	--------------	--

」

に改める。

（檀原市地区公民館条例の一部改正）

第11条 檀原市地区公民館条例（平成17年檀原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考を次のように改める。

備考 次に掲げる場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。

- （1）入場料、会費、協力金その他のこれらに類する金員を徴収する場合
- （2）商品等の宣伝、展示販売等営利を目的として使用する場合
- （3）商品の売上等に関する顕彰を目的として使用する場合
- （4）前2号に類するものとして規則で定める場合

（檀原市立幼稚園預かり保育条例の一部改正）

第12条 檀原市立幼稚園預かり保育条例（平成20年檀原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法 (平成 2 4 年法律第 6 5 号) 第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。

(3) 保護者 子ども・子育て支援法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(4) 預かり保育 子ども・子育て支援法第 7 条第 1 0 項第 5 号に規定する事業をいう。

(5) 施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。

第 3 条第 2 項中「次の各号に掲げる幼稚園においては週 5 日と、その他の幼稚園においては週 4 日とし、」を「原則週 5 日とし、」に改め、同項各号を削る。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

預かり保育の利用の承認を受けた保護者 (子ども・子育て支援法第 3 0 条の 4 第 2 号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの施設等利用給付認定保護者を除く。) は、園児 1 人につき 1 日 8 0 0 円以下で、預かり保育の時間に応じ教育委員会が規則で定める額を預かり保育料として納付しなければならない。

(檀原市観光交流センター条例の一部改正)

第 1 3 条 檀原市観光交流センター条例 (平成 2 2 年檀原市条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、利用者が檀原市に住所を有しない場合は、1 人 1 時間につき 1 , 0 0 0 円とする。

(檀原市八木札の辻交流館条例の一部改正)

第 1 4 条 檀原市八木札の辻交流館条例 (平成 2 4 年檀原市条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条、第 5 条関係)

施設使用料

時間	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
施設		
2 階客間	1 区画 (3 室) につき 8 8 0 円	1 区画 (3 室) につき 1 , 4 6 0 円

備考

1 次に掲げる場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。

(1) 入場料、会費、協力金その他のこれらに類する金員を徴収する場合

(2) 商品等の宣伝、展示販売等営利を目的として使用する場合

(3) 商品の売上等に関する顕彰を目的として使用する場合

(4) 前2号に類するものとして規則で定める場合

2 市長が規則で定めるところにより、上表に定める時間帯以外の使用を許可した場合の使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、290円(前項に規定する場合にあっては580円)とする。

(檀原市福祉センター条例の一部改正)

第15条 檀原市福祉センター条例(平成24年檀原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

第16条 檀原市福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(檀原市に住所を有しない者を除く。)及びその介護を行う者

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

入館料

区分			小学校 就学前	小学生 中学生	高校生以上 70歳未満	70歳以上
入館券 (1日1回限り)	入浴する 場合	市内	無料	100円	310円	100円
		市外	無料	150円	450円	300円
	入浴しない場合		無料	無料	100円	100円
回数券 (11回綴り) 定期券	入浴する 場合	市内		1,000円	3,100円	1,000円
		市外		1,500円	4,500円	3,000円
	入浴しない場合				1,000円	1,000円

(1 か月)					
----------	--	--	--	--	--

備考

- 1 回数券の有効期間は、その発行の日から起算して3か月とする。
- 2 「市内」とは、檀原市に住所を有する者が使用する場合をいい、「市外」とは、これ以外の場合をいう。

(歴史に憩う檀原市博物館条例の一部改正)

第17条 歴史に憩う檀原市博物館条例（平成25年檀原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

(檀原市新沢千塚公園拠点施設条例の一部改正)

第18条 檀原市新沢千塚公園拠点施設条例（平成27年檀原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

- 1 浴場、温浴施設及びトレーニングルームの使用料（1人1回当たり）

区分		対象者及び使用料			
浴場のみ使用するとき		一般（中学生以上）	市内学生及び市内高齢者	小学生	就学前児童
		500円	250円	200円	100円
浴場と併せて使用するとき		一般（高校生以上）		市内学生（高校生以上）及び市内高齢者	
	温浴施設	2時間まで810円 以降1時間（1時間に満たないとき		2時間まで560円 以降1時間につき280円	

		は、１時間とみなす。以下同じ。)につき４００円	
トレーニングルーム	２時間まで８１０円 以降１時間につき４００円	２時間まで５６０円 以降１時間につき２８０円	
温浴施設、トレーニングルーム	３時間まで１,０１０円 以降１時間につき３３０円	３時間まで７６０円 以降１時間につき２５０円	

備考

- 回数券（１１回綴り）の金額は、上記の使用料に１０を乗じて得た額とする。
- 前項の回数券の有効期間は、その発行の日から起算して３ヶ月とする。
- この表及び次の表において、市内学生とは、市内に居住し、又は通学する中学生以上の学生をいう。
- この表及び次の表において、市内高齢者とは、市内に居住する７０歳以上の者をいう。
- 檀原市に住所を有しない者（市内学生を除く。）が使用する場合の使用料（浴場と併せて使用するときの使用料（回数券に係る使用料を含む。）に限る。）の額は、この表の使用料に１．３を乗じて得た額（１０円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。

２ 定期券の金額

区分	一般（高校生以上）		市内学生（高校生以上）及び市内高齢者	
	１ヶ月	３ヶ月	１ヶ月	３ヶ月
浴場と併せて使用するとき				
温浴施設	４,８８０円	１２,４２０円	３,３６０円	８,５５０円
トレーニングルーム	４,８８０円	１２,４２０円	３,３６０円	８,５５０円
温浴施設、トレーニングルーム	６,１１０円	１５,５８０円	４,５８０円	１１,６１０円

備考 檀原市に住所を有しない者（市内学生を除く。）が使用する場合の使用料

の額は、この表の使用料に１．３を乗じて得た額（１０円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。

３ 教室及び備品の使用料

区分		使用料	
教室	教室 1（地下階洋室）	1 時間につき	5 0 0 円
	教室 2（地下階和室）		5 0 0 円
	教室 3（ 1 階）		8 1 0 円
	ダンス教室（ 1 階）		1 , 0 1 0 円
備品	カラオケ機器	1 回につき	7 1 0 円
	将棋盤又は囲碁盤		1 0 0 円
	更衣ロッカー（浴場、温浴施設及びトレーニングルームを使用するときを除く。）		1 0 0 円
備考 檀原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料（教室の使用料に限る。）の額は、この表の使用料に 1 . 5 を乗じて得た額（ 1 0 円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。			

（檀原市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第１９条 檀原市行政不服審査法施行条例（平成２８年檀原市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「日本産業規格Ａ列３番」の次に「（以下「Ａ３」という。）」を、「５０円」の次に「（Ａ３の大きさの用紙にあっては、８０円）」を加える。

（檀原市コンベンションルーム条例の一部改正）

第２０条 檀原市コンベンションルーム条例（平成２９年檀原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第９項を第１０項とし、第５項から第８項までを１項ずつ繰り下げ、第４項の次に次の１項を加える。

５ 檀原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に１．５（前項に該当する場合にあっては、３）を乗じて得た額（１０円未満の端

数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。)とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条（かしはら万葉ホール条例第16条第2項第1号の改正規定に限る。）、第6条、第15条、第17条、第18条（檀原市新沢千塚公園拠点施設条例第8条第1号の改正規定に限る。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、現にこの条例（前項ただし書に規定する各規定を除く。）による改正前の各条例（以下「旧条例」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料又は旧条例の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

理由 各施設の使用料等について見直しを行うため、所要の改正を行うもの

議第 6 5 号

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正
について

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を改
正する条例

檀原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成 2 3 年檀原市
条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

5 通勤手当は、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年檀原市条例第 2
9 号。以下「給与条例」という。）第 8 条の 2 第 2 項第 1 号の支給単位期間に係る最初の
月の規則で定める日に支給する。

第 1 0 条中「檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年檀原市条例第 2 9
号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「の例により」を「を準用して」に改め、同項に後段として次のよう
に加える。

この場合において、同条第 5 項中「最初の月」とあるのは「最初の月の翌月」と読み
替えるものとする。

第 2 2 条第 1 項中「及び費用弁償は」を「（通勤手当を除く。）は」に、「勤務した月の
翌月の規則で定める日に、勤務した月の給与及び費用弁償の全額を」を「月の 1 日から末
日までを計算期間とし、規則で定める日に」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理由 地方公務員等共済組合法による掛金等が組合員の資格を取得した月に徴収されるこ

とを踏まえ、フルタイム会計年度任用職員の給与の支給月を翌月から当月へ変更するため、所要の改正を行うもの

議第 6 6 号

檀原市中央公民館条例の一部改正について

檀原市中央公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市中央公民館条例の一部を改正する条例

(檀原市中央公民館条例の一部改正)

第 1 条 檀原市中央公民館条例 (昭和 3 6 年檀原市条例第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中「 (分館を含む。以下同じ。) 」を削る。

別表のうち 2 中央公民館分館使用料の表を削る。

第 2 条 檀原市中央公民館条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表檀原市中央公民館の項中「 1 1 番 1 号 」を「 9 番 2 3 号 」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 6 条関係)

時間別 室別	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
	円	円	円	円	円	円
音楽室	1 , 2 2 0	4 1 0	8 1 0	8 1 0	1 , 0 8 0	1 , 0 8 0
和室兼託児室	6 1 0	2 1 0	4 1 0	4 1 0	5 4 0	5 4 0
多目的室	4 1 0	1 4 0	2 7 0	2 7 0	3 6 0	3 6 0
軽運動室	2 , 4 3 0	8 1 0	1 , 6 2 0	1 , 6 2 0	2 , 1 6 0	2 , 1 6 0
料理調理室	1 , 9 7 0	6 6 0	1 , 3 2 0	1 , 3 2 0	1 , 6 1 0	1 , 6 1 0
講堂	2 , 4 3 0	8 1 0	1 , 6 2 0	1 , 6 2 0	2 , 1 6 0	2 , 1 6 0
講座室	8 8 0	3 0 0	5 9 0	5 9 0	7 8 0	7 8 0
和室	8 8 0	3 0 0	5 9 0	5 9 0	7 8 0	7 8 0

第1会議室	1,220	410	810	810	1,080	1,080
第2会議室	880	300	590	590	780	780
第3会議室	880	300	590	590	780	780
研修室	1,220	410	810	810	1,080	1,080

備考

- 1 多目的室において窯を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき1,280円を加算して得た額とする。
- 2 檀原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、上表に定める使用料の額に1.5を乗じて得た額（10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 和室兼託児室を託児のみに使用する場合の使用料は、無料とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、附則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前の中央公民館分館の使用に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の檀原市中央公民館条例（以下「改正後条例」という。）は、同条の規定の施行の日以後の中央公民館の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定の施行の日以後の中央公民館の使用に係る使用料は、同日前においても、改正後条例の規定の例により徴収する。

理由 中央公民館の移転及び中央公民館分館の閉館に伴い、所要の改正を行うもの

議第 6 7 号

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年檀原市条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第 4 3 条第 5 項中「前項」の次に「(同項第 2 号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

者の連携について、所要の改正を行うもの

議第 6 8 号

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年檀原市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- （ 1 ）市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- （ 2 ）家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

第 7 条第 5 項中「前項」の次に「（同項第 2 号に該当する場合に限る。）」を加える。

第 3 9 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所等及び家庭的保育事業者等の連携並びに居宅訪問型保育事業の実施について、所要の改正を行

うもの

議第 6 9 号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年檀原市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 1 0 , 0 0 0 円」を「6 3 0 , 0 0 0 円」に改め、同条第 4 項ただし書中「1 6 0 , 0 0 0 円」を「1 7 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 0 条中「6 1 0 , 0 0 0 円」を「6 3 0 , 0 0 0 円」に、「1 6 0 , 0 0 0 円」を「1 7 0 , 0 0 0 円」に改め、同条第 1 号中「3 3 0 , 0 0 0 円」を「4 3 0 , 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 0 , 0 0 0 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 0 , 0 0 0 円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 , 1 0 0 , 0 0 0 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、4 3 0 , 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0 , 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「3 3 0 , 0 0 0 円」を「4 3 0 , 0 0 0 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 0 , 0 0 0 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0 , 0 0 0 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 2 項中「（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を削り、「同条中「法第 7 0 3 条の 5

に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「」とする。」を「及び山林所得金額」と、「１，１００，０００円」とあるのは「１，２５０，０００円」とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第２０条第１号から第３号及び附則第２項の改正規定は、令和３年１月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、課税限度額の引き上げ及び減額の対象となる所得基準を見直す改正を行うもの

議第 7 0 号

檀原市印鑑条例の一部改正について

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市印鑑条例の一部を改正する条例

檀原市印鑑条例（昭和 5 2 年檀原市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条から第 1 4 条までを削る。

第 1 4 条の 2 第 1 項中「第 1 0 条」を「前条」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 1 5 条を第 1 2 条とし、第 1 6 条から第 2 4 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（檀原市手数料徴収条例の一部改正）

第 2 条 檀原市手数料徴収条例（平成 1 2 年檀原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 の項中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改める。

理由 令和 2 年 1 2 月で自動交付機の運用が終了することに伴い、所要の改正を行うもの